

別紙 1

仕 様 書

1 委託業務名

第 27 回参議院議員通常選挙の選挙公報配布及び配送業務

2 公 示 日

令和 7 年 7 月 3 日（木）（予定）

3 選挙期日

令和 7 年 7 月 20 日（日）（予定）

4 委託業務の日程及び配布区域等

(1) 業務の開始

契約締結の日から

(2) 選挙公報引渡日

令和 7 年 7 月 8 日（火）（予定）

(3) 配布区域

下関市全域

(4) 配布の方法、配布日及び配布部数

ア 旧下関市内（六連島、蓋井島、内日、吉母、吉見及び吉田の一部地域を除く）の世帯

（ア）配布方法：ポスティングによる配布

（イ）配布日：選挙公報引渡から選挙期日の 6 日前まで

（ウ）配布部数：216,000 部（2 種類各 108,000 部）

イ 菊川、豊田、豊浦及び豊北の各総合支所管内並びに内日、吉母、吉見及び吉田の一部地域の世帯

（ア）配布方法：朝刊の新聞折込による配布

（イ）折込新聞：朝日、読売、毎日、山口、産経及び日経新聞の 6 紙

（ウ）配布日：選挙公報引渡から 3 日後までの朝刊

（エ）配布部数：34,000 部（2 種類各 17,000 部）

ウ 市選挙管理委員会が配達依頼した公の施設、自治会等

（ア）配布方法

市選挙管理委員会が配達依頼した公の施設 42 か所、自治会 2 か所

【計４４か所】に、別紙２に記載した部数を配送

(イ) 配布日：選挙公報引渡の翌日から３日間程度

(ウ) 配布部数：別紙のとおり

エ 配布後に、未配布世帯からの通報があった場合又は市選挙管理委員会から配布依頼があった場合の対象世帯

(ア) 配布方法：ポスティングによる配布

(イ) 配布日：随時

５ 規格、様式及び納品部数

(１) 規格及び様式

ア 参議院山口県選出議員選挙における選挙公報

縦５４．６ｃｍ×横３８．５ｃｍ程度を二つ折り

イ 参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報

ブランケット版（縦５４．６ｃｍ×横８０．８ｃｍ）を４つ折りとする。

（仕上がり寸法＝縦２７．３ｃｍ×横４０．４ｃｍ）

※ ページ数は８ページ程度

(２) 納品部数

各２６０，０００部（２種類各１３０，０００部）

６ 業務の終了

選挙期日

７ 折込新聞

朝日、読売、毎日、山口、産経及び日経新聞の６紙

８ 選挙公報の種別

参議院山口県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙

９ 委託業務の内容

選挙公報のポスティング及び新聞折込に関する次の一連の業務

(１) 選挙公報の受領

市選挙管理委員会事務局職員の立ち会いのもと、印刷業者が引き渡すので、引渡時間、場所等について確認をとり、遅滞なく受領すること。

(２) 指定新聞販売業者等への仕分け及び発送

あらかじめ発送計画を立て、指定新聞販売業者、配布従事者、自治会、市

選挙管理委員会が指定した公の施設等に円滑に仕分け及び発送をすること。

(3) 新聞折込及びポスティングによる配布について

ア ポスティングでは、第4項第4号の「配布の方法、配布日及び配布部数」により、遺漏なく配達すること。世帯の者に手渡す、又は家の中や郵便受等に確実に入れること。決して戸外に放置しないこと。また、他の投入物（例：チラシやカタログ等）の間に入り込まないように特に注意すること。

イ 配布員にポスティングが完了したことを報告させて、配布漏れがないことを確認のうえ、選挙期日の4日前までに市選挙管理委員会へ配布状況を報告すること。

ウ 新聞折込では、第4項第4号の「配布の方法、配布日及び配布部数」により、遺漏なく配達すること。他の広告・チラシと区別し、できる限りチラシの一番上に折り込むこと。その際、他の政治色の強いチラシ、政党・政治団体等のチラシと重ねて折り込まないようにすること。

エ その他選挙公報の配布に合わせて、選挙運動を行うなどの紛らわしい行為をしないこと。配布日が雨天の場合は、ビニールで包装するなどして選挙公報が濡れないように措置を講じること。

(4) 完了報告

業務完了後、速やかに市選挙管理委員会に業務完了報告書を提出すること。

1 0 配布上の注意

配布従事者に選挙における選挙公報のもつ意義と、その重要性を理解させ、周知徹底しておくこと。

(2) 下関市と隣接する市町の区域に選挙公報を折り込んで配布しないこと。

(3) 破損や汚損のある選挙公報は絶対に配達しないこと。

また、その取扱いを丁寧にする事。

(4) 特定の候補者等にかかる部分に、その候補者等を支持し、反対するかどうかのとき印をつけ又は何らかの記載等を絶対しないこと。

1 1 そ の 他

(1) 業務を遂行する上でその詳細について必要があれば、随時、市選挙管理委員会と協議して決定するものとする。

- (2) 契約書、仕様書、別紙 2 から別紙 5 その他市選挙管理委員会の指示等を遵守すること。
- (3) 契約期間内において、配布漏れの措置及び連絡調整に当たる従業員を配置し、常時対応できるようにしておくこと。
- (4) 配布従事者の配布作業中に生じた事故（負傷等）その他一切の責任は、受託者で負担する。
- (5) この仕様書は、選挙期日を令和 7 年 7 月 2 0 日（日）とし、選挙期日の公示日を同年 7 月 3 日（木）とした場合のものである。選挙期日又は選挙期日の公示日がこれら以外の日となった場合は、選挙公報の配布引渡し日又は配布日程を変更する。ただし、これに伴う契約金額の変更は行わない。
- (6) その他細部の事項については、市選挙管理委員会と受託者との間で事前に協議するものとする。